

社說

官吏登用法改造
す可し

りたるものなるやと云ふに抑も明治の初年政府が文部省を創立して始めて學制を頒布したる當時の者にては學問の権を當局者の手に握りて全國の教育を統一せしめ政府の力を以て知る可し然るに教育の效能空しからず社會文事の漸く進歩するに隨ひ或る部分に一種の說を生じたり曰く西洋の學問は技術一偏所謂功利的說に外ならず之を利用するは固より妨かしと雖も東洋には東洋固有の道德あり學問の大本は其道徳に基かざる可らずとの趣旨にして從來漢儒者流の専ら唱へたる所にして珍らしからぬ陳腐なれども明治十四五年の頃、世間に民權の論次第に喧しくしてますく政府に反對の勢を現はしたるにぞ當局者の輩は種々に其鐵壁法を講じて學問教育の力に依て之を制するの外なしと認めたるのみならん眞に右の陳腐說を採用して儒教主義の復活を實地に演じ官公立の學校に所謂鴻儒碩學の徒を聘して古書を講せしめ或は開港場の商業學校に英語の教授を許さりしなぞの奇談さへもあり文部省にて自から讀本を編纂して全國の學校に用ひしめたるが如き其頃よりの發意にして蓋し政府の意に謂らく民間の物論は私立學校の教育に由來するものなり私立の教育は恰も政府の敵を造るものなれば之を撲滅したきは山々なれども教育の撲滅は容易に行ふ可らず是に於てか官立の學校にて専ら官吏を養成し其力に依頼して政府の事を守り以て人民國に當らんと決心したるは當時の事情に徴し萬々疑ふ可らざる所にして彼の二十年に官試験規則を發布し政府の大學校出身の學生に非すれば高等官たるを得ざるの制限を定めたるは事ら人民國排斥の精神に出でたるものと認めざるを得ず當局者の輩が如何に辭を設けて辯解するも天下の人民に官吏登用の試験を受く可き權利さへも與へざりし事實は憲文官任用令なるものを發布して高等官の試験を一蹴に公開するみどりしたるは始めて年来の非を悟りたるものゝ如しと雖も實際に於ては政府は依然、政府國人を以て組織し人民國人は其門に入るを得ず兩々相對して以て今に至りしのみなり斯くの如く述べるときはは政府の精神は甚だ明白にして飽くまでも人民を排斥し内外を區割して聞く自から守りたる

十不對者者を足と定義する。これは、施政の方針に關して兩部分の打合せを要する前、早くも政權を譲り渡されたる次第なるふど多々ある鐵道國有論の如き即ち打合せするものゝなれど子は未だ此問題に就て他の諸大臣と打合をなすの暇を得ず此間に關して現内閣が如何なる方針を探らんとするやは豫め知るべからずと雖も假りに一己意見と言はゞ前年、日清戰爭に際し知事部の勧説に應じて民間事業費の國庫に借り上げられたるもの少からず民間に在りて一削以にも廻され得べき事業費が唯國の爲めと名義にて多く軍事公債となり僅に五朱の急務にして而して民間事業費の欠乏を救はんとするには民設鐵道を國庫に買上ぐるの上策なるを知れり鐵道を國有とするには株主の低價なる際に買上ぐると得策なるべく今日の如きは買上に適當なる時機ならんと信せよ通信事務の特別會計に關しては曰く鐵道は既に特別會計を以て經理しつゝあり他の郵便電信等も特別會計として經理すべしといふ說わり前大臣の取調べ置けるものもあるが理由に於ける問題なれば大藏の當局者と熟議したる上にて何とか取捨を決すべし繁文の省除に努むるみとならん總務委員の兼職に關しては曰く通信の事務は收來益々擴張すべき必要あり成るべく人を増すと共に少しくして擴張事務の舉がらんひとを欲せば務めて繁文を省き執務の方法を簡にせざるべからず此邊の事に就ては各局長に一言注意置きたり各局長は其方針に依りて夫れく閣員を掣肘して非常の苦境に立たしめたるゝとありといふ現内閣をして充分其抱負を行はしめ所謂政黨内閣の美果を收めしめんとならば是政黨の總務委員は現在の通り大臣が兼職し居るみと當然の次第なりと信ず云々

○林透信大臣の

力と並んで、その運営が常に標準として以て今に至りしのみとなり斯くの如く述べ來るときは、政府の精神は甚だ明白にして飽くまでも人民を排斥し内外を區割して固く自から守りたる

政見

しどう懲道場有論を主張し且つ一己の政見としては今も猶ほ其論を懷抱せり然れども現内閣が鐵道局有策を断行するに至るべきや否やは未定なら憲政黨は舊自由黨と舊進歩黨との

任大阪府知事(同二等) 長野縣書記官 菊池侃二
任三重縣知事(同二等) 李家希二
任靜岡縣知事(同二等) 加藤平四郎
任長野縣印事(同二等) 國山

等の更迭

道したる如く昨日午前、左の通り任召
海道關長官(高等官一等) 杉田 定一
　　福島縣縣治局長(同二等) 山下千代雄
　　務省北海道局長(同二等) 中觸又五郎
　　道廳廳務官(同二等) 堀内 賢
　　京府知事(同二等) 正五位 脊塙 雄
　　正五位 脊塙 雄

北海道廳長官

道したる如く昨日午前、左の通り任免
等の更迭